

感染症の予防及びまん延防止のための指針

大阪市住吉区社会福祉協議会
住吉区地域包括支援センター
住吉区西地域包括支援センター

1 基本方針

住吉区地域包括支援センター及び住吉区西地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）は、包括支援センター内における感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、感染予防体制を確立し、包括支援センターの全ての職員は、本指針に従い、業務にあたることとする。

2 感染管理体制

(1) 委員会の設置・運営

① 目的

包括支援センター内の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

② 活動内容

感染対策委員会の主な活動内容は、以下のとおりとする。

- ・包括支援センターの感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を包括支援センター内において周知する。
- ・包括支援センターにおける感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ・利用者・職員の健康状態を把握する。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮の役割を担う。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

③ 感染対策委員会の構成委員

- ・委員長は包括支援センター長が務める。
- ・委員は、包括支援センター職員で構成する。

④ 運営方法

- ・感染対策委員会は、6か月に1回定期的を開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。
- ・関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、法人が開催するほか他の会議体と一体的に行う場合がある。

(2) 役割分担

各担当の役割分担は、以下のとおりとする。

- ・包括支援センター長（包括支援センター全体の管理）
- ・包括支援センター管理者（感染対策委員会実施のための各所への連絡と調整）
- ・保健師または看護師（感染対策、医療の提供と感染対策の立案・指導、利用者や職員の健康状態の把握）

- ・社会福祉士、主任介護支援専門員（感染対策の実施状況の把握、感染対策方法の現場への周知）

- ・指定介護予防支援事業を担当する介護支援専門員、事務職員（情報収集）

※上記の中から、保健師または看護師を感染対策担当者に指名する。

感染対策担当者は、地域包括支援センター内の感染症発生の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。なお、感染対策担当者は他業務との兼務を可とする。

（3）指針の整備

感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

（4）職員研修の実施

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

① 新規採用者に対して、採用時に基本的な感染症予防等対策に関する研修を実施する。

② 全職員を対象として、感染症予防対策に関する研修を年1回以上実施する。

③ 外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

（5）訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

（6）その他（記録の保管）

感染対策委員会の開催記録等、包括支援センターにおける感染対策に関する記事は保管する。

3 平常時の対応

（1）包括支援センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行い、包括支援センター内の衛生管理、清潔保持に努める。

（2）職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を推奨する。

（3）市の関係部署、保健所、医療機関等関係機関との連携体制を構築する。

4 感染症や食中毒の発生時の対応

（1）感染症や食中毒（以下、「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

① 職員が感染もしくは感染が疑われたときは、速やかに状況について把握し、包括支援センター長に報告する。

② 包括支援センター長は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。

③ 市の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。

- (2) 職員は感染症等が発生したときは、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の手順に従って対応する。
- ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合は、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うと。
 - ③ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の中止、またはサービスの内容の変更を行うこと。
 - ④ 別に定める感染症に係る業務継続計画（BCP）等に従い、感染対策を実施すること。
- (3) 感染症等が発生したときは、必要に応じて、職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- (4) 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに行政監督庁及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

5 本指針の閲覧及び周知

- (1) 指針及び感染症に係る業務継続計画（BCP）等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 本指針は常時閲覧可能とし、包括支援センター内に備え付けるほかホームページにも掲載する。

附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。